

■ 高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画

団塊の世代すべてが75歳に達する平成37年(2025年)を見据えて、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを目指します。新宿区の高齢者保健福祉施策と介護保険サービス体制整備の基本的な考え方や、実現するための取組を総合的に推進することを目的として策定します。

目標1 社会参加といきがいづくりを支援します

多様化した高齢者のライフスタイルやニーズに対応した社会参加・社会貢献・就労等の活動を支援します。

目標2 健康づくり・介護予防を進めます

体力づくりやかかりつけ医等への相談など、高齢者の自発的な取組を広め、できる限り介護を必要とせず過ごせるような支援を身近な地域で展開します。

目標3 いつまでも地域で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実します

一人一人のニーズに応じた医療と介護の連携による切れ目のないサービスや、新宿区独自の支援サービスを地域で提供します。また、新宿区の特性にあった地域包括ケアシステムの実現を目指します。

目標4 尊厳ある暮らしを支援します

一人一人が個人として尊重され、地域で安心して生活できるよう支援します。

目標5 支え合いのしくみづくりを進めます

高齢者自身も「地域の担い手」として活躍するしくみづくりを進め、地域の関係機関との連携により、互いに支え合う地域社会の実現を目指します。

重点的取組

★認知症高齢者への支援体制の充実

認知症への理解に関する普及啓発と、早期発見・早期診断や相談体制の充実を図ります。

★地域における在宅療養支援体制の充実

在宅医療体制の強化や医療と介護の連携を推進します。

★「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり

区と区民等が一体となって、高齢者の生活を支えるしくみづくりを進めます。

◆介護保険制度の改正

住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実や、費用負担の公平化を図ります。

【主な改正項目】

▶ 予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業へ移行

▶ 一定以上所得者の利用者負担の見直し

◆第6期の介護保険総給付費の見込み

地域包括ケアを推進するために必要なサービス量を見込み、総給付費を大まかに試算すると727億円程度になります。今後、介護報酬の改定や制度改正等の影響を踏まえて、介護保険料基準額を最終的に決定します。※「介護保険サービス 保険料負担と給付のしくみ」を3面でご案内しています。

【問合せ】高齢者福祉課高齢者福祉企画係

☎(5273)4591・FAX(5272)0352へ。

■ 障害者計画

「障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現」「バリアフリー社会の実現」「必要な時に必要な支援が得られる地域社会の実現」を基本理念とし、区の障害者に関する施策を総合的・計画的に推進します。障害者計画では、基本理念に基づいた個別目標の実現に向け、具体的に事業を推進していくための個別施策を設けています。また、積極的に取り組むべき施策として5つの重点的な取組(★)を掲げています。

基本目標3 地域社会におけるバリアフリーの促進

①こころのバリアフリーの促進

【主な個別施策】障害理解教育の推進

②福祉のまちづくりの推進

【主な個別施策】ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進★

基本目標1

安心して地域生活が送れるための支援

①個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実

【主な個別施策】相談支援体制の構築★

②地域生活への移行の推進

【主な個別施策】病院からの地域生活移行の支援★

③障害者の権利を守り安全に生活できるための支援

【主な個別施策】権利擁護の推進

基本目標2

ライフステージに応じた成長と自立への支援

①障害等の早期発見と成長・発達への支援

【主な個別施策】障害等のある子どもへの専門相談の推進★

②多様な就労支援

【主な個別施策】就労支援の充実★

③社会活動の支援

【主な個別施策】文化・スポーツ等への参加の促進

■ 第4期障害福祉計画

障害福祉サービス、地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービス提供に必要なサービス量を確保することを目的として策定します。

計画の成果目標

▶ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

▶ 地域生活支援拠点の整備

▶ 障害者就労支援施設等から一般就労への移行

障害者・児への各福祉サービスの必要量の見込み

●障害福祉サービス

全国で同じように提供される障害福祉サービスの必要量を見込みます。

●地域生活支援事業

新宿区が独自に定める地域生活支援事業の必要量を見込みます。

●障害児支援

児童に対する放課後等デイサービスなどの支援の必要量を見込みます。

【問合せ】障害者福祉課福祉推進係 ☎(5273)4516・FAX(3209)3441へ。



■ 第3期次世代育成支援計画

「子育てしやすいまち」を目指し、妊娠期から世帯形成期を対象に、総合的な次世代育成支援を実現していくことを目的として、次世代育成支援計画を策定します。

【問合せ】子ども家庭課管理係 ☎(5273)4260・FAX(5273)3610へ。

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

子どもたちの権利を尊重し、自立して生きていくために必要な豊かな知性・感性、考える力、体力や生活力が育つよう、教育環境や育成環境を充実させます。

【主な事業】

- 子ども家庭・若者サポートネットワーク
- 子ども読書活動の推進

目標2 健やかな子育てを応援します

妊娠、出産、子育て期の母親と家族を支援するサービスを充実させます。また、乳幼児期・学童期・思春期を通じ、心身ともに健やかな成長を促すための支援を充実させます。

【主な事業】

- 母親・両親学級等の開催
- すくすく赤ちゃん訪問
- 親と子の相談室

目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

多様な子育てニーズに対応できるさまざまなサービスを充実させます。また、子ども・子育て支援事業計画(右記)に基づき、保育園の待機児童解消対策などを推進します。

【主な事業】

- 私立認可保育所等の整備
- 特別保育サービスの充実

目標4 安心できる子育て環境をつくります

子育てを社会全体で支える環境づくりを進め、子育てしやすいまちの実現を目指します。

【主な事業】

- 家庭・地域の教育力との連携(子育てメッセ)
- 区有施設における子育てバリアフリーの推進

目標5 社会の一員として自分らしく生きられる環境づくりを推進します

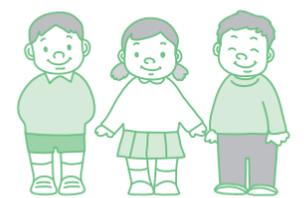
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取り組みを進めるとともに、若者の就業促進や自立支援などの若者支援施策を総合的に推進します。

【主な事業】

- ワーク・ライフ・バランスの意識啓発
- 障害者・高齢者・若年非就業者等への総合的な就労支援

子ども・子育て支援事業計画

27年4月施行の「子ども・子育て支援新制度」に向けて、幼児期の学校教育・保育、地域での子ども・子育て支援事業を総合的・計画的に行うことを目的として策定します。この計画は、対象が次世代育成支援計画に含まれることから、次世代育成支援計画の一部として策定します。



子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、保育園・子ども園・幼稚園等の施設定員や、子ども・子育て支援事業に関する年度ごとの「量の見込み」と「確保方策(保育園等の定員内訳や実施時期)」を定

めます。計画期間内(平成27年度~31年度)は、事業計画に基づき計画的な整備を行い、就学前の子どものための施設や、子育て支援サービスの充実を図ります。